

議案第8号

議会の議決を経るべき議案の原案について
(鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部改正について)

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、勤労青少年ホーム使用料を改正したため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第10号の規定によりこの案を提出する。

議案第8号 資料

鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案の概要

1 改正の理由

平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が合わせて10%に引き上げられることから、勤労青少年ホーム使用料を改正するもの

2 改正の内容

- ・スポーツ室及び調理実習室の使用料を改正する。

区分	使用料（1時間あたり）	
	現行	改正案
スポーツ室	450円	460円
調理実習室	250円	260円

- ・算定方法：平成26年度（消費税率8%）に同規模施設である「まちづくり推進センター」に準じて使用料を設定しているため、今回の改正においても「まちづくり推進センター」の使用料に合わせる。

3 施行日

平成31年10月1日

鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

鳥栖市勤労青少年ホーム条例（平成2年条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表中「450円」を「460円」に、「250円」を「260円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に受ける許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

平成31年3月 日

鳥栖市長 橋 本 康 志

（提案理由）

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、勤労青少年ホーム使用料を改正したいため、この案を提出する。

鳥栖市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案																
<p>別表 勤労青少年ホーム使用料</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="203 308 521 355">区分</th><th data-bbox="521 308 1070 355">使用料（1時間当たり）</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="203 355 521 403">スポーツ室</td><td data-bbox="521 355 1070 403"><u>450円</u></td></tr><tr><td data-bbox="203 403 521 451">調理実習室</td><td data-bbox="521 403 1070 451"><u>250円</u></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="203 451 1070 491">略</td></tr></tbody></table> <p>備考 略</p>	区分	使用料（1時間当たり）	スポーツ室	<u>450円</u>	調理実習室	<u>250円</u>	略		<p>別表 勤労青少年ホーム使用料</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1182 308 1500 355">区分</th><th data-bbox="1500 308 2049 355">使用料（1時間当たり）</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1182 355 1500 403">スポーツ室</td><td data-bbox="1500 355 2049 403"><u>460円</u></td></tr><tr><td data-bbox="1182 403 1500 451">調理実習室</td><td data-bbox="1500 403 2049 451"><u>260円</u></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1182 451 2049 491">略</td></tr></tbody></table> <p>備考 略</p>	区分	使用料（1時間当たり）	スポーツ室	<u>460円</u>	調理実習室	<u>260円</u>	略	
区分	使用料（1時間当たり）																
スポーツ室	<u>450円</u>																
調理実習室	<u>250円</u>																
略																	
区分	使用料（1時間当たり）																
スポーツ室	<u>460円</u>																
調理実習室	<u>260円</u>																
略																	